

■議案第72号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

平成27年3月に完成した昭和基幹集落センターにつきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「四万十町商工会」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町昭和基幹集落センター
施設の所在地 四万十昭和569番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 四万十町商工会
団体の所在地 四万十町琴平町1番1号

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者の候補選定理由

四万十町昭和基幹集落センターは、地域の交流拠点施設として、産業の振興、集落環境の改善及び住民福祉の向上を目的に設置した施設の一つです。

この施設の管理運営に当たって、指定管理者の募集を行ったところ、四万十町商工会のみの応募があり、その審査を行いました。

同団体は、以前にも旧十和公民館の管理運営を受託していた経緯もあり、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。